

# 大多喜町耐震改修促進計画の概要

## 1. 計画の目的

大多喜町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、耐震改修促進法に基づき、本町における建築物の耐震化を促進し、地震災害から町民の生命及び財産を保護することを目的として策定するものです。

## 2. 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### ・耐震化の現状（平成21年現在）

住宅の耐震化率は、57%です。

特定建築物の耐震化率は、77%です。

町有建築物の耐震化率は、73%です。

### ・耐震改修等の目標の設定

耐震改修促進法に基づく国の基本方針や千葉県耐震改修促進計画（以下、「県計画」という。）を勘案し、平成27年度における住宅及び特定建築物の耐震化の目標を国や県が定めた目標を踏まえ90%に設定します。

## 3. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### ・耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

町は、県や建築関係団体と十分な連携を図り、住宅及び特定建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及及び情報提供を行い、民間建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るものとします。

### ・耐震診断等の促進を図るための支援策の概要

地震の際の住宅の倒壊等による被害の軽減等、住民の安全性を確保するため耐震診断に要する経費について補助金を交付する。また、耐震改修については、耐震診断を行った結果、耐震性が不十分である建築物の耐震改修工事の費用の一部を助成する制度を平成23年度以降の創設に向け検討します。

### ・重点的に耐震化すべき地域

町は、市街地の防災に関する機能を確保するうえで、市街地の環境の整備改善を図る必要性が高いとされる地域について、耐震化の促進を努めます。

### ・地震発生時に通行を確保すべき道路

町は、地震時に通行を確保すべき道路として、千葉県地域防災計画及び、大多喜町地域防災計画において本町域で指定されている緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を目標とします。

## 4. 啓発及び知識の普及

### ・地震減災マップの作成・公表

建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれのある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震減災マップ）を作成し平成22年度中に公表します。

### ・パンフレットの配布等

町は、国、県、関係機関が作成したパンフレット等を耐震性向上に関する知識の普及、啓発を図るため常備し、配布します。

## 5. 所管行政庁との連携

町は、所管行政庁である県と連携し、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に努めます。

## 6. その他の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### ・関係団体との連携

県、町及び建築関係団体が情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組んでいくものとします。

### ・その他

本計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めるものとします。